

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年五月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法 人 T S U B A S A

三 代表者の氏名

松本 壮志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、鳥類の適正飼養に関する教育啓蒙、鳥類の保護と野生環境保護に関する調査研究・教育活動、動物愛護と公衆衛生についての正しい理解を普及させるための活動を行い、一般市民に的確な情報を提供することによって、人間と動物が共生し得る明るい社会の醸成と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。